

面積単価及び数量単価

1. 面積単価

単位：円/10a

特定対象農産物の種類	面積単価
小麦（春期には種する小麦及び秋期には種する小麦をいう。以下同じ。）、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしょ	20,000

2. 数量単価

単位 { 小麦・はだか麦：円/60kg
二条大麦・六条大麦：円/50kg

特定対象農産物の種類		品質区分別数量単価							
		1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	パン・中華麵用品種以外の小麦	6,410	5,910	5,760	5,700	5,250	4,750	4,600	4,540
	パン・中華麵用品種の小麦	8,960	8,460	8,310	8,250	7,800	7,300	7,150	7,090
	二条大麦	5,190	4,770	4,650	4,600	4,330	3,910	3,780	3,730
	六条大麦	5,860	5,440	5,310	5,260	4,830	4,410	4,290	4,240
	はだか麦	7,650	7,150	7,000	6,910	6,080	5,580	5,430	5,350

注1：品質区分は、たんぱく質の含有率その他の事項により定める。

注2：この表において1等及び2等とは、それぞれ農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)において麦に係る品位の等級として定められているものをいう。

注3：この表においてA、B、C及びDとは、以下の評価項目に応じ、それぞれ以下の要件を満たしたものとする。

(評価項目)

- ① 小麦：たんぱく質、灰分、容積重及びフォーリングナンバーの4つ(ただし、醸造用については、たんぱく質3項目及び容積重の4つ)
- ② 二条大麦：容積重、細麦率、白度及び正常粒率の4つ(ただし、麦茶の製造用については、たんぱく質3項目及び細麦率の4つ)
- ③ 六条大麦及びはだか麦：容積重、細麦率、白度及び硝子率の4つ(ただし、麦茶の製造用については、たんぱく質3項目及び細麦率の4つ)

A：3つ以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの

B：2つの評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの

C：1つの評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの又は2つ以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、いずれかの評価項目について許容値を満たしていないもの

D：A、B及びCのいずれにも該当しないもの

注4：この表において「パン・中華麵用品種」とは、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第9条の農林水産大臣が定める規格及び同令第11条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件)1の表備考1に規定するパン・中華麵用品種をいう。

単位：円/60kg

特定対象農産物の種類	品質区分別数量単価			
	普通大豆1等	普通大豆2等	普通大豆3等	特定加工用大豆
大豆	12,520	11,830	11,150	10,470

注1：品質区分は、整粒の割合その他の事項により定める。

注2：この表において、「特定加工用大豆」とは、農産物規格規程で定める特定加工用大豆をいう。

単位：円/t

特定対象農産物の種類	品質区分別数量単価		
	← 基準値より高い (0.1度ごと)	基準値 (16.3度)	基準値より低い → (0.1度ごと)
てん菜	+62	7,260	▲62

注：品質区分は、糖度により定め、糖度16.3度を数量単価の基準値とし、基準値から0.1度上回るごとに当該基準値の単価に62円を加算し、又は基準値から0.1度下回るごとに当該基準値の単価から62円を控除して得た額を当該品質の金額とする。

単位：円/t

特定対象農産物の種類	品質区分別数量単価		
	← 基準値より高い (0.1%ごと)	基準値 (19.5%)	基準値より低い → (0.1%ごと)
でん粉の製造の用に供するばれいしょ	+64	12,840	▲64

注：品質区分は、でん粉の含有率により定め、でん粉の含有率19.5%を数量単価の基準値とし、基準値から0.1%上回るごとに当該基準値の単価に64円を加算し、又は基準値から0.1%下回るごとに当該基準値の単価から64円を控除して得た額を当該品質の金額とする。